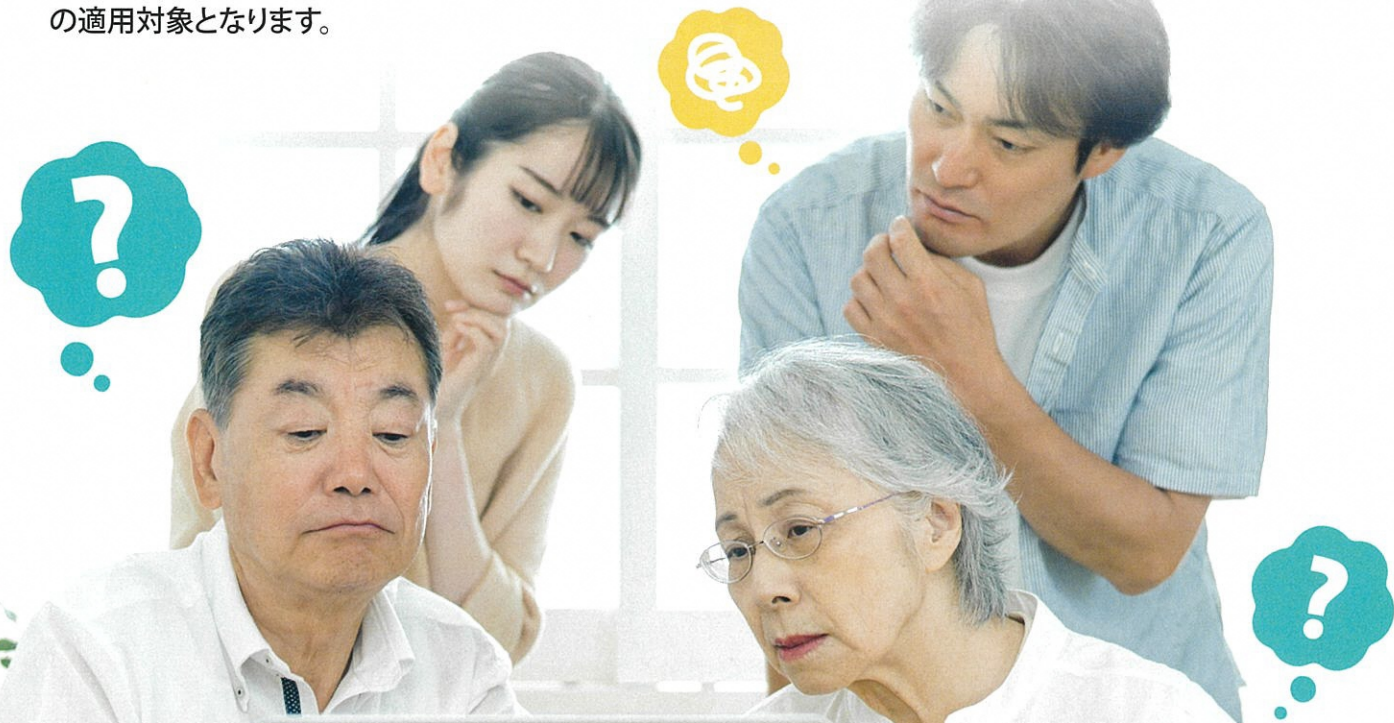


相続登記の申請が義務化(令和6年4月1日施行)されました

※不動産を相続により取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をする必要があります。施行日前に開始した相続についても適用され、知った日又は施行日のいずれか遅い日から3年以内に申請をする必要があります。正当な理由がないのに相続登記の申請を怠った場合は、10万円以下の過料の適用対象となります。



Q. 相続登記を放っておくと将来、子どもたちが困るの？



Q. 相続登記はいつまでにしないといけないの？



Q. 相続登記のこと誰に相談したらいいの？



相続登記のこと、何でも私たち司法書士にご相談ください。
相続登記に関するあらゆる疑問にお答えします。

お問い合わせ・ご相談の受付

お気軽にお電話ください！(相談無料)

和歌山県司法書士会 和歌山市岡山丁24番地
相続登記相談センター TEL 073-422-0568
司法書士総合相談センター TEL 073-422-4272

和歌山県司法書士会



和歌山県司法書士会はリーガル・エコーをモットーに活動しています。

※リーガル・エコー…市民のみなさんの、法律に関する(リーガル)で依頼・ご相談にこだま(エコー)するように応え、社会貢献しようという心意気を表しています。簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事務管轄(140万円以下)の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。